

公募型プロポーザル方式により受注者を選定するので、次のとおり公告する。

平成18年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

(1) 業務名

鳥取県企業局財務会計システム開発・納入業務

(2) 業務の内容

本件業務は、鳥取県企業局における財務会計業務を適正かつ効率的に管理・遂行することができる財務会計システムを開発し、次のとおり納入するものである。

ア 借入物品の名称及び数量

鳥取県企業局財務会計システム 一式

イ 借入物品の仕様

5の(3)により交付する鳥取県企業局財務会計システム調達計画書(以下「調達計画書」という。)による。

ウ 借入期間

平成19年7月1日から平成23年6月30日まで

エ 納入期限

平成19年6月25日(月)

オ 納入場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県企業局総務課

鳥取市古海250 鳥取県企業局東部事務所

米子市八幡165 鳥取県企業局西部事務所

カ 借入金額

1,500万円以内。ただし、この金額は、ウの借入期間を通じた総額で、保守管理に係る経費並びに消費税及び地方消費税の額を含む。

2 参加資格

この公募型プロポーザルに参加を表明できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成18年12月26日(火)から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 平成18年12月26日(火)から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 本件業務の企画提案書の提出の日までの間に、平成16年鳥取県告示第998号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格のうち、情報処理サービスに係るものを有していること。なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成19年1月15日(月)午後5時までに5の(2)の場所に提出すること。
- (5) 地方公共団体の財務会計システムの納入業務(以下「同種業務」という。)を完遂した実績を有すること。

3 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、財務会計システム納入応募業者評価委員会(以下「評価委員会」という。)において、次の事項等について行う。

- (1) 導入体制及び現システムからのデータ移行について
- (2) 財務会計システムで処理することができる業務内容及び操作性
- (3) 性能又は耐用性の面からの財務会計システムの長期使用の可否
- (4) 稼働後の財務会計システムの保守対応及び改良に係る要求への対応
- (5) 同種業務の実績
- (6) 財務会計システムの導入費用

4 最優秀提案者の選定

(3)により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

5 手続等

(1) 企画提案書等に係る問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県企業局総務課（鳥取県庁第2庁舎2階）

電話 0857-26-7443

ファクシミリ 0857-22-6568

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) プロポーザル参加要領等の交付

鳥取県企業局財務会計システム納入業務プロポーザル参加要領（以下「参加要領」という。）及び調達計画書は、平成18年12月26日（火）から平成19年1月29日（月）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/kigyou>）から入手するものとする。

(4) 参加表明書及び企画提案書等の提出

この公募型プロポーザルに参加を希望する者は、参加要領に基づき参加表明書及び企画提案書を作成し、持参又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）によることとし、平成19年1月29日（月）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

ア 提出期間

(ア) 参加表明書

平成19年1月4日（木）から同月15日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

(イ) (ア)以外の書類

平成19年1月4日（木）から同月29日（月）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

(1)に同じ。

(5) 質問の受付

ア 提出期限

平成19年1月15日（月）

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

この公告について質問がある場合には、参加要領に基づき質問書を作成し、郵便、信書便又はファクシミリにより提出すること。

6 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、4により順位づけられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

7 その他

この公募型プロポーザルへの参加に係る企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、この公募型プロポーザルに参加する者の負担とする。

なお、詳細は、参加要領による。